

補助金等の適正化に関する指針

2014（平成26）年5月

伊 賀 市

1 はじめに

伊賀市では、透明かつ公正で開かれた市政運営を進めることを基本に、財政の健全化を進め、持続可能な財政構造の構築に取り組まなければなりません。

補助金等については合併後まもなく10年が経過しようとするなかで、依然として旧市町村の地域振興施策をそのまま引き継いだものの見直しが実行されていないなど、補助金等の見直しが滞っている状況にあります。

さらに、市の財政は、合併による普通交付税の優遇措置期間が終了することにより、平成27年度から5ヵ年で約15億円程度の減額となり、大きな財源不足が見込まれます。

このような状況においては、補助金政策についても、行政と市民の役割分担を明確にし、財政上の制限に考慮しながら、全体最適化の視点で見直す必要があります。

また、平成26年3月に議決された「伊賀市補助金等適正化条例」の施行とあわせ、全市一体的に補助金等の見直しの実効性を確保する必要があります。

そこで、「補助金等の見直しに関する方針」に代わる今後の補助金等の見直しの基準を定めた「補助金等の適正化に関する指針」を策定します。

2 見直しの基本方針

補助金等は、市が団体、個人が行う特定の事業に対し、行政目的に合致し公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものをいいます。

厳しい財政状況を踏まえ補助金等の見直しに際しては、次の基本方針を重点項目とし交付の適否、見直しを判断します。

1. 補助対象経費の明確化

交際費・慶弔費・飲食費・懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費は補助対象経費から外し、また、補助金額・補助率の算出根拠の定めのないものについても、交付要綱を定め明確化します。

2. 補助の整理統合による効率化

類似した制度、同一団体への重複補助がある場合は、補助事業の整理統合を行います。

3. 終期の設定

補助金等をゼロベースで点検・検証し、第2次伊賀市総合計画 再生計画の実施期間と合わせて見直すものとします。特に長期化、固定化し補助の目的や効果が曖昧となっているものは廃止します。また、新規のものについては、終期を原則3年以内に設定します。

4. 事業費補助への移行

団体運営費補助にみられる補助対象が不明瞭なものについては、原則補助金等の交付対象とせず、目的と用途が明確な「事業への補助」に限定していきます。

市民や民間の団体等の主体的な活動の支援という観点から、原則として補助率は補助対象経費の2分の1以内を基本とします。（なお、政策的な観点等により、市として特に推進すべき補助事業や自主財源を調達する手段が少ない事業、市の業務の代替的な事業については、2分の1を超えることも可能とします。）

5. 新設、充実の場合の全体最適化

全体最適化の観点から、新設、充実を行う場合は、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本とし、他の補助金との統合や現補助金を廃止・削減します。

3 見直し対象と基準

1. 見直し対象

この指針において検討する補助金等とは、市が公益上必要があると認める事務または事業に対して補助金、助成金または交付金の名称で交付するもの及び地方財政状況調査（決算統計）上「補助費等」に分類される委託料とし、法令または条例において市が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められているもの以外と定義し、見直しを行います。

2. 見直し基準

補助金等の交付及び見直しの基準については、前述の基本方針の重点項目を踏まえ、見直し対象となる全ての補助金等を個々に「公益性、必要性・効果、公平性及び団体の自立性」の確認を行います。

（1）公益性

補助金等の交付が、地方自治法第232条の2に規定された「公益上必要である」と客観的に認められるものであるか

○行政実例（昭和28年6月29日）

公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要かどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

（2）必要性・効果

- ①市民ニーズや、事業活動の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致している等、多くの市民に共感を得られるか
- ②市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められるか
- ③行政と市民の役割分担の中で、真に市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効であるか
- ④補助金額及び補助率について、妥当性があるか

（3）公平性

- ①内容が同じ事業は、同じ補助対象、補助基準、支出科目であること

- ②地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきがないこと
- ③同一分野で、特定団体（地域）のみに限定して補助されるものでないこと

（４）団体の自立性

補助金等への依存を強めることなく自主財源の確保及び無駄のない執行を行うなど、自らの努力で団体運営を行う姿勢があるか

4 見直しの方向性と経過措置

補助金等の交付及び見直しの基準により判定された見直しの方向について、市民に与える影響が多大である、一定の周知期間を要する、その他事情がある場合は、経過措置期間（平成28年度まで）を設定し見直しを行うこととします。

また、補助金等をゼロベースで点検・検証し、効果的で適正な支出を行うため、既存の補助金等についても公募のうえ内容を審査し、補助していく制度を検討します。

◆見直しの方向性と経過措置

- 「廃止」とするものについては、廃止年度を定める。
- 「抑制」するものについては、削減額、削減経費など具体的に示し、削減する年度を定める。
段階的に削減することも検討する。
- 「整理・統合」するものについては、その年度を定め、対象とする補助金を明確にする。
- 「その他の手法（地域包括交付金化や補助金以外での科目執行など）」を検討するものについては、できるだけ速やかに方針を決定する。
- なお、それぞれの基準による見直しの方向を検討した結果、上記の方向性に一致しない場合は、「継続」の判定とします。

5 その他の取り組み

【補助金等の評価】

伊賀市補助金等適正化条例第6条に定める評価基準については、当該年度の補助金等の交付について評価するものであり、補助制度自体を評価するものでないことから、補助事業者が提出する補助事業等実績報告書における事業実績及び効果から、その有効性を担当課が判断することとします。

※有効性・・・補助金額に見合う効果が十分であったか

他の手法ではなく、補助によることが施策目的の実現に最適であったか

【積極的な情報の公開】

補助金等の見直しについては、広く市民に対し、交付の公平性・透明性確保の観点から、見直しの実施状況を情報公開します。